

○伊方町電源立地地域対策交付金交付要綱

平成19年4月17日

告示第46号

(目的)

第1条 この告示は、電源立地地域対策交付金交付規則（平成15年文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「規則」という。）に規定する措置に要する経費に対し、町が予算の範囲内で電源立地地域対策交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とする。

(適用法令等)

第2条 前条に定める交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この告示に定めるところによる。

2 この告示において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(交付対象)

第3条 交付金の交付対象は、告示に基づき、伊方町の区域内において交付金事業を行う町以外の団体（以下「対象団体」という。）とする。

(交付金)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、対象団体に対し、次の各号に掲げる措置に要する経費の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当であると認められるときに限り交付金を交付するものとする。

(1) 地域振興計画作成等措置（地域の振興に関する計画の作成又は発電用施設等の設置及び運転の円滑化に関する知識の普及等に係る措置をいう。以下同じ。）

(2) 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置

(3) 企業導入・産業活性化措置（町への企業の導入の促進のための事業、町の産業の近代化及び活性化のための事業、町の産業関連技術の振興のための事業、町に立地する企業に対する設備（土地及び建物も含む。）の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業その他これらに準ずる措置をいう。以下同じ。）

(4) 福祉対策措置（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備又は運営その他の住民の福祉の向上を図るための措置をいう。以下同じ。）

(5) 地域活性化措置（町特有の産品等の開発及び普及その他町の産業振興に資する事業、町の特性を活用して町の魅力を向上する事業、町における福祉サービスを提供する事業、町の

- 自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業、住民の生活利便性向上に資する事業並びに町の人材育成に資する措置（前2号に掲げる措置に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）
- (6) 給付金加算等措置（原子力立地給付金の加算又は町において一般電気事業者又は特定規模電気事業者から電気の供給を受けている者に対する給付金の交付に係る措置をいう。以下同じ。）

2 事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費
- ア 工事費
 - イ 用地費及び補償費
 - ウ 調査設計費
 - エ 設備費
 - オ 調査費、広報費及び研修費
 - カ 維持運営費
 - キ 事業運営費
 - ク 附帯雑費
 - ケ 一般事務費
- (2) 補助金
- ア 補助金
 - イ 一般事務費
- (3) 出資金
- ア 出資金
 - イ 一般事務費
- (4) 貸付金
- ア 貸付金
 - イ 一般事務費
- (5) 給付金事業助成費
- ア 給付金加算等助成費
 - イ 一般事務費

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付の申請をしようとする対象団体（以下「申請者」という。）は、毎年4月1日から30日まで又は9月1日から9月30日（町長が、特に必要と認める場合は、別に町長が定める期間）までの間に、様式第1号による交付金交付申請書4通に様式第2号による事業計画書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分に金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付金の交付の決定）

第6条 町長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2 町長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、第12条第1項の規定により交付すべき交付金を額の確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7条 町長は、前条第1項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（1） 第4条第1項各号に掲げる措置に係る交付金事業毎の交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（ただし、交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、町長の承認を受けるべきこと。

（2） 第5条第1項の通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）を行うため契約を締結する場合においては、交付金事業の運営上競争入札にすることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。

（3） 交付金事業の内容を変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けるべきこと。

（4） 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けるべきこと。

（5） 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けるべきこと。

（6） その他町長が必要と認める事項

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の通知を受けたもの(以下「交付金事業者」という。)であって、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるものは、交付金の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとするものは、第6条第1項の通知があった日から10日以内に、様式第3号による届出書を町長に提出しなければならない。

(着手及び完了の届出)

第9条 交付金事業者は、交付金事業に着手し、又は交付金事業を完了した場合は速やかに様式第4号による届出書2通を町長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 交付金事業者は、毎四半期(第4・四半期を除く。)終了後10日以内に、前期における交付金事業の実施状況に関し、様式第5号による交付金事業実施状況報告書2通を町長に提出しなければならない。ただし、当該四半期に交付金事業を完了し、又は廃止した交付金事業者については、この限りでない。

(実績報告)

第11条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第7条第1項第4号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から20日を経過した日又は同号の規定による交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書4通を町長に提出しなければならない。

2 交付金事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金額の確定)

第12条 町長は、交付金事業者から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第1項の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が第6条第1項の交付金の交付の決定の内容及び第7条の規定により付された条件に適合するものであるかどうかを精査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 交付金事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期までに完納しなかったときは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項で定めるところにより納期日の翌日から

納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(交付金の支払)

第13条 交付金は、前条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、町長が必要があると認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払いをすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払いを受けようとするときは、様式第7号による交付金支払請求書2通を町長に提出しなければならない。

(交付金事業による収益の一部の納付)

第14条 交付金事業者は、第4条第1項後段に規定する事業のうち相当の収益が生ずる可能性があると認められる事業(交付金事業者が委託した事業者も含む。)については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の報告の結果、交付金事業者に相当の収益が生じたと認められる場合においては、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額(交付金の額を超えない範囲に限る。)の納付を命ずることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第15条 交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第12条第3項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、第7条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 交付金事業者が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく町長の処分に違反した場合

(2) 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

(財産処分の制限)

第17条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に

従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付金事業者は、交付金により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が50万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第9号による申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、規則第25条の規定により主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（交付金の経理）

第18条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（交付金調書）

第19条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（その他）

第20条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年度伊方町電源立地地域対策交付金交付申請書

第 号
年 月 日

伊方町長 様

住所
氏名(団体名称及び代表者の氏名) ㊟

伊方町電源立地地域対策交付金交付要綱第5条第1項の規定により、上記交付金の交付につき、別紙のとおり申請します。

- (注) (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
(2) 用紙の大きさは日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙

伊方町電源立地地域対策交付金交付事業

- 1 交付金事業の内容
- 2 交付金事業の事業主体
- 3 交付金事業に要する費用(明細は別表のとおり)
- 4 交付を受けようとする額
- 5 交付金事業の着手及び完了予定年月日

- (備考) (1) 仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別表

1 総括表

収		入		支		出	
イ	自己資金			交付金事業に要する経費			
ロ	起債又は借入金			(うち交付対象経費)			
ハ	その他						
ニ	交付金						
合	計			合	計		

(備考) (1) 給付金、その他交付金以外の町補助金等の収入は「ハ その他」に記載すること。

Ⅱ 個表

1～n 事業名(措置名)

収		入		支		出	
イ	自己資金			イ	事業費		
ロ	起債又は借入金			(1)	工事費		
ハ	その他			(2)	用地費及び補償費		
ニ	交付金			(3)	調査設計費		
				(4)	設備費		
				(5)	調査、広報費及び研修費		
				(6)	維持運営費		
				(7)	事業運営費		
				(8)	附帯雑費		
				(9)	一般事務費		
				ロ	補助金		
				(1)	補助金		
				(2)	一般事務費		
				ハ	出資金		
				(1)	補助金		
				(2)	一般事務費		
				ニ	貸付金		
				(1)	補助金		
				(2)	一般事務費		
				ホ	給付金事業助成費		
				(1)	給付金加算等助成費		
				(2)	一般事務費		
合	計			合	計		

(備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。

(2) 給付金、その他交付金以外の町補助金等の収入は「ハ その他」に記載すること。

(3) 記載すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

Ⅲ 支出内訳等
 1 事業名(措置名)
 イ 事業費

							(単位:円)
(1) 工事費							
種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考	
交付対象経費							
その他							
合 計							

							(単位:円)
(2) 用地費及び補償費							
種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考	
交付対象経費							
その他							
合 計							

							(単位:円)
(3) 調査設計費							
種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考	
交付対象経費							
その他							
合 計							

							(単位:円)
(4) 設備費							
種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考	
交付対象経費							
その他							
合 計							

							(単位:円)
(5) 調査費、広報費及び研修費							
種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考	
交付対象経費							
その他							
合 計							

							(単位:円)
(6) 維持運営費							
種別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考	
交付対象経費							
その他							
合 計							

(7) 事業運営費 (単位：円)

種別	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

(8) 附帯雑費 (単位：円)

種別	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

(9) 一般事務費 (単位：円)

種別	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

ロ 補助金

(1) 補助対象先名

(2) 補助対象事業費の内訳 (単位：円)

種別	別	仕様	数量	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合	計					

(備考) (1) イの費目に準じて記入のこと。

(2) 補助金交付規則等を定めた場合にあつては、添付すること。

(3) 一般事務費 (単位：円)

種別	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

ハ 出資金

- (1) 出資対象先名
 (2) 出資対象事業費の内訳 (単位：円)

種 別	金額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(備考) (1) 出資対象先の概要(定款・組織・事業内容等)が確認できる資料を添付すること。

- (3) 一般事務費 (単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

ニ 貸付金

- (1) 貸付対象先名
 (2) 貸付対象事業費の内訳 (単位：円)

種 別	金額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(備考) (1) イの費目に準じて記入のこと。

- (3) 一般事務費 (単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

ホ 給付金事業助成費

- (1) 給付金加算等助成費 (単位：円)

団体名	発電用施設等名 (出力万kw)	区 分	給付金交付金額	備 考
		電灯需要家 電力需要家 計		
合 計				

(2) 一般事務費

(単位：円)

種別	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

伊方町長 様

住所
氏名(名称及び代表者の氏名) ㊟

1 交付金事業計画

イ 事業名(措置名)

(事業費 補助金 出資金 貸付金)

(単位:円)

事業名	事業の内容	事業主体	実施場所	着手・完了予定年月日	事業費等	交付金	備考
(施設の整備にあつては施設ごとに記載すること。)							

(備考) (1) 交付金事業ごとに作成すること。

(2) 交付金が補助金の交付、出資金の出資又は貸付金の貸付けである場合にあっては、当該補助、出資又は貸付対象事業の概要を記入すること。

(3) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

添付資料

- ① 交付金事業の実施場所の付近見取図
- ② 施設等の配置図、平面図等
- ③ 金額の算定が確認できるもの
- ④ 施設等の運営計画が確認できるもの
- ⑤ 事業を行うことが必要な理由、現状と問題点、期待される効果が確認できるもの
- ⑥ その他、町長が必要と認める資料

(注) (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(2) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

(参考)

貸付金による貸付計画の概要

(単位：円)

種 別	元 本 分	金 利 分	備 考
1 前年度末貸付残高 交付金充当額 その他			
2 当年度貸付計画額 交付金充当額 その他			
3 当年度返済計画額 交付金充当額 その他			
4 当年度末貸付残高 交付金充当額 その他			
5 貸付利率			
6 貸付期間(うち据置期間)			
7 貸付限度額			

(備考) (1) 取扱金融機関又は信用保証協会を經由して貸付けを行う場合にあつては、当該金融機関又は協会に対する貸付け又は預託についても、上記に準じて記入すること。
(2) 貸付要領等を定めた場合にあつては、添付すること。
(3) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

ロ 事業名(措置名)
(給付金加算等助成費)

(単位：円)

団体名	原子力発電施設等名 (出力万kw)	項目		計画額	備 考
		電灯需要家 数 金額 合計金額	電力需要家 契約電力をキロワットを単位として表した数 金額 合計金額		
給付金交付金額合計					

様式第3号(第8条関係)

年度伊方町電源立地地域対策交付金交付申請取下届出書

年 月 日

伊方町長 様

住所
氏名(名称及び代表者の氏名) ㊟

年 月 日付け〇〇第 号をもって交付の決定の通知を受けた伊方町電源立地地域対策交付金の交付の申請は、下記の理由により取下げたいので、伊方町電源立地地域対策交付金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

- (注) (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
(2) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第4号(第9条関係)

年度伊方町電源立地地域対策交付金事業(着手・完了)届出書

第 号
年 月 日

伊方町長 様

住所
氏名(名称及び代表者の氏名) ㊟

交付金事業の名称	
交付金事業の実施場所	
請負者	住所
	氏名
設計工費	円
請負工費	円
契約年 月 日	年 月 日
着手年 月 日	年 月 日
完了(予定年 月 日)	年 月 日

- (注) (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
(2) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第5号(第10条関係)

年度伊方町電源立地地域対策交付金事業実施状況報告書(第 四半期)

年 月 日

伊方町長 様

住所
氏名(名称及び代表者の氏名) ①

年 月 日付け〇〇第 号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金に関し、伊方町電源立地地域対策交付金交付要綱第10条の規定により 年度伊方町電源立地地域対策交付金事業第 四半期の実施状況を下記のとおり報告します。

記

(単位:円)

費 目	本年度計画額 ①	前期までの実施額 ②	今期の実施額 ③	今期までの実施額 ②+③	進捗率 ①+② ③ %	摘 要

- (注) (1) 摘要の欄には、今期の具体的内容を記載すること。
(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
(3) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

伊方町長 様

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) ㊟

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた伊方町電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業
 { は、年 月 日をもって完了(終了・廃止)しましたので、 } 伊方町電源立地地域対策交付金交付規則第11条第1項の規定により
 { の 年度における実績について }
 下記のとおり報告します。

記

1 交付金事業の実施状況

- 1 交付金事業の名称及びその内容
- 2 交付金事業の着手及び完了年月日
- 3 交付金事業収支状況(詳細は別紙のとおり)

イ 支出実績 円(予算額 円)
 ロ 交付金充当額 円(交付決定額 円)

4 添付書類

①補助規則等の事業の概要が確認できる資料(申請書に添付している場合は除く。)

②その他、交付金事業の内容等を確認するために必要な資料

(例)・契約書の写し

- ・完成検査済証の写し
- ・出来高調書の写し
- ・請求書及び領収証の写し
- ・設計書及び図面(当初設計と比較して変更がある場合は当初設計に対し、出来高が判別できるように2段書きで片方を朱書すること)
- ・着手前、施工中及び完成写真(施工箇所がわかるように数点)
- ・その他町長が必要と認める資料

(備考) 仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税及び消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

別紙

1 総括表

(単位：円)

収 入		支 出	
イ 自己資金		交付金事業に要する経費	
ロ 起債又は借入金		(うち交付対象経費)	
ハ その他			
ニ 交付金			
合 計		合 計	

(備考) (1) 給付金、その他交付金以外の町補助金等の収入は「ハ その他」に記載すること。

II 個表

1～n 事業名(措置名)

(単位:円)

項 目	予算額 ①	本年度実績 ②	増 減 ①-②	交 付 金	
				交付決定額 ③	支 出 額 ④
					差 額 ③-④
イ 事業費					
(1) 工事費					
(2) 用地費及び補償費					
(3) 調査設計費					
(4) 設備費					
(5) 調査、広報費及び研修費					
(6) 維持運営費					
(7) 事業運営費					
(8) 附帯雑費					
(9) 一般事務費					
ロ 補助金					
(1) 補助金					
(2) 一般事務費					
ハ 出資金					
(1) 出資金					
(2) 一般事務費					
ニ 貸付金					
(1) 貸付金					
(2) 一般事務費					
ホ 給付金事業助成費					
(1) 給付金加算等助成費					
(2) 一般事務費					
小 計					
そ の 他					
合 計					
イ 自己資金					
ロ 起債又は借入金					
ハ その他					
小 計					
ニ 交付金					
合 計					

(備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。
(2) 給付金、その他交付金以外の町補助金等の収入は「ハ その他」に記載すること。
(3) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

III 経費別内訳書
 1 事業名(措置名)
 イ 事業費
 (1) 工事費

(単位:円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付 金額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(2) 用地費及び補償費

(単位:円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付 金額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(3) 調査設計費

(単位:円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付 金額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(4) 設備費

(単位:円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付 金額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(5) 調査費、広報費及び研修費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付 金額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(6) 維持運営費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付 金額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(7) 事業運営費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付 金額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(8) 附帯雑費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付 金額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(9) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額			完了年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払済額	支払義務額				
計												

ロ 補助金

(1) 補助金

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額			完了年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払済額	支払義務額				
計												

(備考) (1) イの費目に準じて記入のこと。

(2) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額			完了年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払済額	支払義務額				
計												

ハ 出資金

(1) 出資金

(単位：円)

種別	予算額	決算額	出資年月日	備考
出資額				
交付金充当額				

(備考) 出資対象先の概要(定款・組織・事業内容等)が確認できる資料を添付すること。(ただし、交付申請時に添付している場合は省略できる。)

(2) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付金 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

二 貸付金

(1) 貸付金

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付金 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(備考) (1) イの費目に準じて記入のこと。

(2) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付金 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(参考)

貸付金による貸付実績の概要

(単位：円)

種 別	元 本 分	金 利 分	備 考
1 前年度末貸付残高 交付金充当額 その他			
2 当年度貸付計画額 交付金充当額 その他			
3 当年度返済計画額 交付金充当額 その他			
4 当年度末貸付残高 交付金充当額 その他			
5 貸付利率			
6 貸付期間(うち据置期間)			
7 貸付限度額			

(備考) (1) 取扱金融機関又は信用保証協会を経由して貸付けを行う場合にあつては、当該機関又は協会に対する貸付け又は預託についても、上記に準じて記入すること。

(2) 貸付要領等を定めた場合にあつては、添付すること。

ホ 給付金事業助成費

(1) 給付金加算等助成費

(単位：円)

団体名	原子力発電施設等名 (出力万kw)	項 目	決算額	備 考
		電灯需要家 数 金額 合計金額		
		電力需要家 契約電力をキロワットを 単位として表した数 金額 合計金額		
給付金交付金額合計				

(2) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付金 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(注意) (1) 摘要の欄には、今期の具体的内容を記載すること。

(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(3) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

IV 財産一覧表

伊方町電源立地地域対策交付金交付要綱第 条の財産は、次のとおりである。

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	単価	金額	契約 年月日	検取 年月日	交付金 相当額	保管・設 置場所	耐用年数	備考
計										

(備考) (1) 耐用年数の欄には、電源立地地域対策交付金交付規則第25条第2項の経済産業大臣が別に定める財産の処分制限期間を記載すること。

(注) (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(2) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第7号(第13条関係)

年度伊方町電源立地地域対策交付金支払請求書

年 月 日

伊方町長 様

住所
氏名(名称及び代表者の氏名) ㊟

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた伊方町電源立地地域対策交付金の精算払(第 回概算払)を受けたいので、伊方町電源立地地域対策交付金交付要綱第13条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 金 円也
 - 2 その請求額の内訳
 - 3 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
- (精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求額 ①-②

(概算払の場合)

(単位：円)

	交付決定		前回概算払までの		今回概算払対象の			前回概算払 までの交付 金受領額 ④	請求額 ①+②+③ -④
	交付対象 経費	交付金の 額	支出経費	所要交付 金 ①	支出経 費	所要交 付 金 (実績) ②	所要交 付 金 (見込) ③		
1～n 事業名(括弧名)									
イ 事業費									
(1) 工事費									
(2) 用地費及び補償費									
(3) 調査設計費									
(4) 設備費									
(5) 調査費、広報費及び研修費									
(6) 維持運営費									
(7) 事業運営費									
(8) 附帯雑費									
(9) 一般事務費									
ロ 補助金									
(1) 補助金									
(2) 一般事務費									
ハ 出資金									
(1) 出資金									
(2) 一般事務費									
ニ 貸付金									
(1) 貸付金									
(2) 一般事務費									
ホ 給付金事業助成費									
(1) 給付金加算等助成費									
(2) 一般事務費									
合 計									

(備考) (1) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

(注) (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(2) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第8号(第15条関係)

年度伊方町電源立地地域対策交付金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

伊方町長 様

住所
氏名(名称及び代表者の氏名) ㊟

年 月 日付け第 号をもって交付金の額の確定通知のありました上記交付金について、伊方町電源立地地域対策交付金交付要綱第15条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 交付金額(交付要綱第12条第1項による額の確定額)	円
2 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4 交付金返還相当額(3-2)	

(注) (1)別紙として積算の内訳を添付すること。

(2)用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第9号(第17条関係)

伊方町電源立地地域対策金事業財産処分承認申請書

年 月 日

伊方町長 様

住所
氏名(名称及び代表者の氏名) ㊦

年 月 日付け第 号をもって交付金の額の確定通知を受けた伊方町電源立地地域対策交付金事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、伊方町電源立地地域対策交付金交付要綱第17条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

- (注) (1) 処分の方法の欄には、仕様、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供等の別を記載すること。
(2) 処分後に自己使用をする場合はその用途を記載すること。
(3) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
(4) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

(相手がある場合)

2 相手方

- ①住所
- ②氏名
- ③使用の目的
- ④使用の場所
- ⑤使用の条件
- ⑥その他特記すべき事項

町				交付金事業者								備考			
歳 子 科	出 算 目	交 決 の 額	付 定 額	歳入				歳出							
				科 目	予 減 額	算 額	取 入 額	科 目	予 減 額	算 額	う ち 交 付 金 相 当 額		支 出 額	う ち 交 付 金 相 当 額	翌年度 繰越額

(注) (1) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第13条関係)

様式第8号 (第15条関係)

様式第9号 (第17条関係)

様式第10号 (第19条関係)